

ヲ附マラレタシ

二十三、常備職ニ昇給

ハ請負職ニト同額ニ

昇給シ居ルモ請負職

ニ於テハ十七割内外

ヲ收得スルヲ以テ之レカ

均等ヲ保シ、昇給

率ヲ改正セラレシ事ヲ

望ム

二十四、館ノ昇格又ハ作

業不振等爲メ一時

法人協同會

二十三、同答ニ依リ了解マレ度

ニ付

ニ付

二十四、前段目下努力シツ、アリ尚將

ニ来トホモ努カスルコト毎論ニ於テ

數以矢昔示者ヲ出カラル

様算計ハ外度器々萬止

ニハ及御覽數職ニテ解

備スル場合ハ規定ノ外

更ニ三十日間ノ給料ニ

相當スル金額ヲ支給セラレ度

二十五、公休日ノ前後両

日不参勤多ク場合公休日モ

不参トシテ公休トシテ度

二十六、職上家庭ニ死亡者

アリタル時公用内鑑貸

雖係保釋者、萬止ニテ得ル場合、

保釋シ、限リ、後段規則

ニテ、空費増大ニシテ、特別許諾

施シ得ル様同情ヲ以テ研究スル

ニ付、

由會派員會派員ニ付、

ニ付、申渡通リ公休ニテ取扱又

申請スルコト、法ニ由會派員ニ

職上ノ別ニ、許諾スルコト、令

二十六、課所長、關於テ事情詮議ナシ

許否ヲ定ムルコトニ致スヤシ

同團協同會